北海道告示第10203号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模 小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成31年6月13日 までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成31年2月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ池田店

中川郡池田町字利別南町17番地ほか

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成 札幌市中央区北8条西21丁目1番10号
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) プラザいちまる池田店

(変更後) マックスバリュ池田店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては 代表者の氏名

(変更前)

_(久入門/		
小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ北海道㈱	代表取締役	札幌市中央区北8条西21丁目1番1
	出戸 信成	0号
㈱ネオウェーブ	代表取締役 下野 貴直	帯広市大通南23丁目19番地
(有)加藤園芸	代表取締役 加藤 慶亮	帯広市川西町基線44番地48

(変更後)

(发义位)			
小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	変更したもの
マックスバリュ北海道㈱	代表取締役	札幌市中央区北8条西21丁目1番1	
	出戸 信成	0号	
㈱ネオウェーブ	代表取締役	帯広市大通南23丁目19番地	
	下野 貴直		
制加藤園芸	代表取締役	帯広市川西町基線44番地48	
	加藤 慶亮		
㈱ルーキーファーム	代表取締役	帯広市西 5 条南34丁目12番地	1
	加藤 祐功		

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成29年5月20日 上記(3)イ① 平成29年5月20日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 屋号変更のため

上記(3)イ① 小売業者の変更のため

2 届出年月日

平成31年1月22日

- 3 届出書等の縦覧
 - (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成31年2月13日(水)から同年6月13日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで